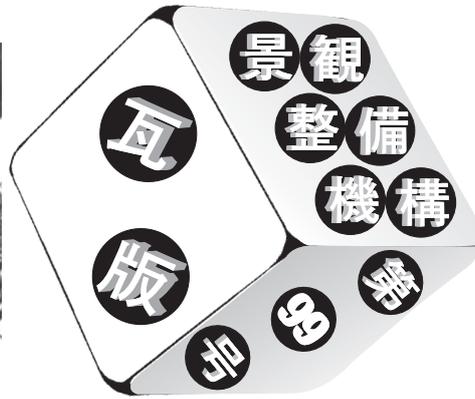




小舞い



手板図

■ 「気候風土適応住宅」

6月17日（金）に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」により2025年から全ての新築建築物に対して省エネ基準の適合が義務付けられます。

この改正以前に、令和元年国交省告示第786号で「気候風土適応住宅であり外皮基準に適合させることが困難であるものを定める基準」が定められています。この告示では概ね国の定める全国一律の基準（第1項）と所管行政庁ごとに定める基準（第2項）に分かれています。

この告示の制定には建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の附帯決議において「地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討すること」とされたことに対応した告示です。

伝統的構法の住宅では両面真壁土壁塗りで開放的な造りになっているため断熱性能が法の基準を満たすことが難しいことが多々あるのです。国の考え方は告示第1項に反映されています。

全国一律の基準として外壁の過半を真壁造とした土塗壁であるか、外壁の両面を真壁造とした落とし込み板壁であることと定めており、それに付加して外壁と屋根、床及び窓の基準が示されています。

この告示の条文によりかなりの部分の伝統的構法の住宅が外皮基準の適応を除外されます。

しかし、伝統的構法は全国一律ではありません。そもそも、その地方の気候風土に適したものが現在まで継承されて伝統的構法が成り立っています。

国はそのことを認め、告示の第2項で所管行政庁単位（県や政令市）で独自に基準を定めることを容認しています。その独自基準を定めるにあたり参考となるガイドラインも技術的助言として所管行政庁に示しています。

熊本県ではすでに独自の気候風土適応住宅の要件を定め令和3年より運用を開始しています。沖縄県や三重県なども、独自の要件の制定を進めています。

現在の本県の現状は、まだ独自要件制定に対する要望が県に届けられたことがなく、県として基準制定の検討も行われていない状態です。

文頭で紹介した2025年からの一律省エネ基準の適合が決まったことを受け、私の身近の伝統的構法に取り組んでいる大工さんの要望を受け、県独自基準の制定に向け、これから取組を始める機運が高まってきました。

静岡県は東西に長く、東部、伊豆、中部、西部とそれぞれに異なる気候風土と文化が存在します。県として一律の基準を定めることはそもそも難しいと考えられます。しかし、静岡県独自の基準制定に向けて改めて静岡の気候風土を考え、他県にない独自性を決めていく過程で大切なことが得られると思います。また、この検討には広範に渡って様々な人々の知識が求められます。ここは建築士会の出番ではないでしょうか。静岡県の伝統文化を絶やさないために皆様のお力を貸してください。



石場立て住宅外観

（景観整備まちづくり委員会 倉田 裕司）